

財務（支）局長 殿

（郵便番号 － ）

申請者 住 所

電話番号（ ） －

商 号

代表者の氏名

国内における
代表者の氏名

登 録 申 請 書

資金決済に関する法律第62条の4第1項の規定により電子決済手段等取引業者の登録を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

（記載上の注意）

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「代表者の氏名」又は「国内における代表者の氏名」に括弧書で併せて記載することができる。

(第2面)

※ 登 録 番 号	財 務 (支) 局 長 第 号 (年 月 日)	
(ふりがな) 1. 商 号		
(ふりがな) 2. 代 表 者 の 氏 名		
(ふりがな) 3. 本 国 に お け る 本 店 の 所 在 地		
(ふりがな) 4. 国 内 に お け る 代 表 者 の 氏 名		
5. 住 所	(郵便番号 -) 電話番号 () -	
6. 外 国 の 法 令 の 規 定 に よ り 当 該 外 国 に お い て 受 け て い る 登 録 等		
7. 資 本 金 の 額	千円	
8. 取締役及び監査役に相当する者		
(ふりがな) 氏名又は名称	役 職 名	

9. 利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所の所在地及び連絡先	
(ふりがな) 営業所の 所在地	(郵便番号 -)
連絡先	電話番号 () -

(記載上の注意)

- ※「登録番号」には、記載しないこと。
- 「住所」は、日本における主たる営業所の所在地を記載すること。
- 「外国の法令の規定により当該外国において受けている登録等」は、法に相当する外国の法令の規定により当該外国において法第62条の3の登録と同種類の登録（当該登録に類するその他の行政処分を含む。）を記載すること。
- 「取締役及び監査役に相当する者」とは、外国電子決済手段等取引業者における取締役及び監査役に相当する者を記載すること。
- 「取締役及び監査役に相当する者」について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第3面の次に添付すること。
- 「利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所の所在地及び連絡先」は、国外の者を対象に業務を行う場合には、主要国・地域別の利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所（業務委託先も含む。）の所在地及び連絡先を併せて記載すること。
- 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「代表者の氏名」、「国内における代表者の氏名」又は「取締役及び監査役等」に括弧書きで併せて記載することができる。

10. 営業所の名称及び所在地

名 称	設置年月日	所 在 地
		電話番号 () —
		電話番号 () —
		電話番号 () —
		電話番号 () —
		電話番号 () —
		電話番号 () —
		電話番号 () —
		電話番号 () —
		電話番号 () —
		電話番号 () —
		電話番号 () —
		電話番号 () —
		電話番号 () —
		電話番号 () —

(記載上の注意)

1. 電子決済手段等取引業の業務上主要な活動が行われる場所を記載すること。
2. 「営業所の名称及び所在地」について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第4面の次に添付すること。
3. 国外に所在する営業所については、「営業所の名称及び所在地」に代えて所在国名のみを記載することができる。

11. 電子決済手段等取引業の業務の種別

--

(記載上の注意)

電子決済手段等取引業の業務の種別は、次のいずれかを記載すること。

- ① 電子決済手段関連業務
- ② 法第 2 条第 10 項第 4 号に掲げる行為に係る業務

12. 取り扱う電子決済手段の名称及びその概要並びに当該電子決済手段を発行する者の商号又は名称、住所及びその概要

電子決済手段の名称		電子決済手段の 単位	
電子決済手段を発行する者の 商号又は名称			
電子決済手段を発行する者の 住所			
電子決済手段を発行する者の 属性等			
電子決済手段を発行する者の 概要			
電子決済手段の法第2条第 5項各号の該当性			
外国電子決済手段の該当性			
電子決済手段の主な用途			
電子決済手段の保有又は移 転の仕組み			
電子決済手段の発行状況			
電子決済手段の流通状況			

電子決済手段に内在するリスク	
償還に要する期間	
その他事項	

(記載上の注意)

1. 電子決済手段関連業務を行う場合に記載すること。
2. 取り扱う電子決済手段ごとに記載すること。
3. 「電子決済手段の単位」は、取り扱う電子決済手段の計算単位について記載すること。
4. 「電子決済手段を発行する者の属性等」は、電子決済手段を発行する者が国内の事業者の場合には、銀行等、資金移動業者又は特定信託会社のいずれかを記載すること。電子決済手段を発行する者が外国の事業者の場合には、当該事業者が取得している法又は銀行法に相当する外国の法令の規定による法第37条の登録若しくは銀行法第4条第1項の免許と同等の登録若しくは免許（当該登録又は免許に類するその他の行政処分を含む。）又は法第37条の2第3項の規定による届出と同等の届出について記載すること。
5. 「電子決済手段の法第2条第5項各号の該当性」は、法第2条第5項各号のいずれの電子決済手段に該当するかについて記載すること。
6. 「外国電子決済手段の該当性」は、外国電子決済手段（第30条第1項第5号に規定する外国電子決済手段をいう。）に該当するかについて記載すること。
7. 「電子決済手段の保有又は移転の仕組み」は、電子決済手段の発行又は移転に係る記録の方法及び取引の認証方法等並びに当該電子決済手段の保有又は移転の仕組み（保有又は移転に係る情報を記録する電子情報処理組織の名称及び形態を含む。）について簡潔に記載し、又は図示すること。
8. 「電子決済手段の発行状況」は、総発行量及び発行可能な数量に上限がある場合は、その上限等について記載すること。
9. 「電子決済手段の流通状況」は、既に取り扱われている電子決済手段の場合は、当該電子決済手段を取り扱う電子決済手段等取引業者等及びその取引の状況について、実務上可能な範囲で簡潔に記載すること。また、新規に発行される電子決済手段を販売する場合は、当該電子決済手段の販売状況について、実務上可能な範囲で記載すること。
10. 「償還に要する期間」は、電子決済手段の償還に要する標準履行期間について記載すること。
11. 「その他事項」は、特定の者によりその価値を保証されている場合は、当該者の氏名又は商号若しくは名称及びその保証の内容、電子決済手段の価値又は仕組みに重大な影響を及ぼすことができる者や事業が存在する場合は、その者の名称及びその事業の概要並びにその他利用者が認識すべき当該電子決済手段の特性について簡潔に記載すること。
12. 取り扱う電子決済手段の概要について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第7面の次に添付すること。

13. 資金移動業者の商号、住所及びその概要

商 号	
住 所	
資金移動業の名称	
資金移動業の種別	1 第一種資金移動業 2 第二種資金移動業 3 第三種資金移動業
取扱上限金額	
その他事項	

(記載上の注意)

1. 法第2条第10項第4号に掲げる行為に係る業務を行う場合に記載すること。
2. 「資金移動業の種別」は、資金移動業者が現に行っている資金移動業の種別の番号を○で囲むこと。
3. 「取扱上限金額」は、提供する為替取引における取扱上限金額を記載すること。
4. 二以上の資金移動業に係るサービスについて委託を受けるときは、資金移動業に係るサービスごとに区別して記載すること。
5. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第8面の次に添付すること。

14. 電子決済手段等取引業の内容及び方法

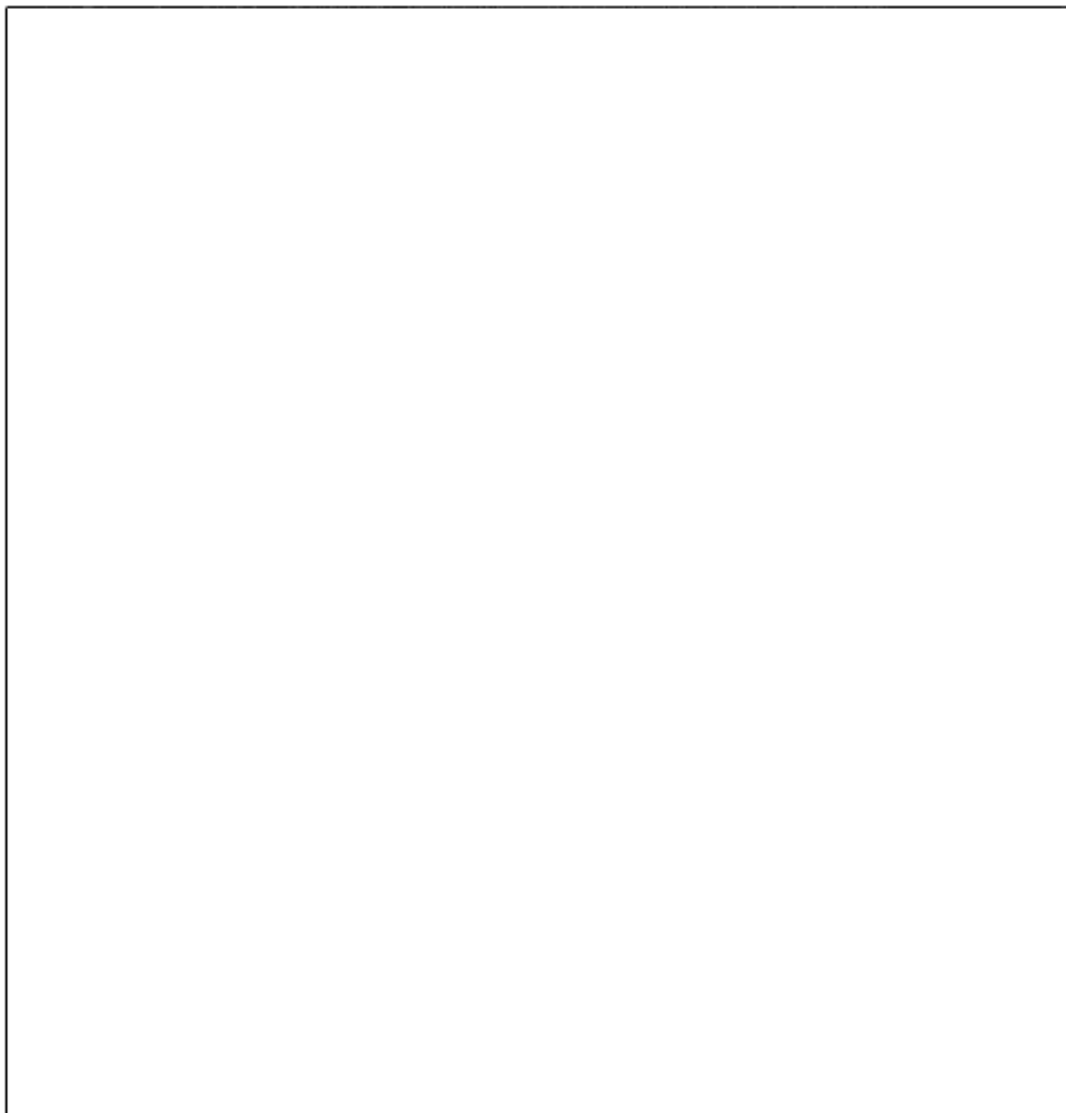
(1) 電子決済手段等取引業の内容及び方法

電子決済手段等取引業の名称	
電子決済手段等取引業の種類	
電子決済手段等取引業の内容	
取り扱う電子決済手段の名称	
利用者からの申込みの受付方法	
取扱上限金額	
役務提供範囲等	
電子決済手段と法定通貨又は他の電子決済手段の交換レート又は交換レートの決定方法	
営業日及び営業時間	
利用者が支払うべき手数料、報酬若しくは費用の金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法	

(記載上の注意)

1. その行う電子決済手段等取引業について複数のビジネスモデルが存在する場合は、当該ビジネスモデルごとに記載すること。
2. 「電子決済手段等取引業の種類」は、法第2条第10項各号のいずれの業務に該当するかを明示すること。また、電子決済手段信用取引に該当する業務を行う場合には、その旨を記載すること。
3. 「取扱上限金額」は、電子決済手段等取引業者が利用者の指図により行う電子決済手段の移転の上限金額及び利用者のために管理する電子決済手段（以下3.において「受託電子決済手段」という。）の上限金額並びに法第2条第10項第4号に規定する為替取引に関する債務に係る債権の取扱上限金額を記載すること。また、受託電子決済手段を電子決済手段等取引業者及び犯罪による収益の移転防止に関する法律第10条の3第1項に規定する他の電子決済手段等取引業者等が管理しない口座に移転する場合には、その移転の上限金額を記載すること。
4. 「役務提供範囲等」は、電子決済手段等取引業務を提供する国又は地域を記載し、当該電子決済手段等取引業務を外貨建てで行う場合には取り扱う外国通貨の種類について記載すること。
5. 「利用者が支払うべき手数料、報酬若しくは費用の金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法」は、業務委託先等に対して利用者が支払う金額についても併せて記載すること。
6. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第9面の次に添付すること。

(2) 電子決済手段等取引業の概要図



(記載上の注意)

1. 電子決済手段等取引業の内容ごとに、電子決済手段等取引業者、電子決済手段を発行する者、資金移動業者、利用者その他の関係者（業務委託先等）の契約関係や債権・債務関係が分かるように簡略に図示すること。
2. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第10面の次に添付すること。

(3) 第33条第1項各号に規定する金銭等の預託の禁止の適用除外及び当該金銭に係る管理の方法

(記載上の注意)

1. その行う電子決済手段等取引業の業務の種別に応じて、次の内容を記載すること。
 - ① 電子決済手段の交換等を行う場合 第33条第1項第1号に基づく管理の方法について記載すること。
 - ② 法第2条第10項第4号に掲げる行為を行う場合 第33条第1項第2号イからニまでのいずれに該当するかを明示した上で管理の方法について記載すること。
2. 第33条第1項第1号に基づき利用者の金銭の預託を受ける場合には、信託会社等の商号又は名称及び金銭信託の内容を、同項第2号ニに基づき利用者の金銭の預託を受ける場合には、その管理の内容について具体的に記載すること。
3. 金銭信託が元本補填の契約のあるものである場合は、その旨を併せて記載すること。
4. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第11面の次に添付すること。

(4) 法第62条の14第1項に規定する利用者の電子決済手段に係る管理の方法

(記載上の注意)

1. 利用者の電子決済手段に係る管理の方法については、原則として、電子決済手段の種類ごとに具体的に記載すること。
2. 次のいずれの管理方法であるか明らかにして記載すること。第三者をして管理させる場合は、当該第三者の名称を併せて記載すること。②の管理方法による場合には、利用者区分管理電子決済手段自己信託に係る事務を的確に遂行することができる人的構成（第38条第3項第3号）を併せて記載すること。
①第38条第1項による管理方法、②第38条第3項による管理方法、③第38条第7項第1号による管理方法、
④第38条第7項第2号による管理方法
3. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第12面の次に添付すること。

15. 業務委託の状況

委 託 先 の 氏 名 等		委託に係る業務の内容
氏名又は商号若しくは 名称	住 所	

(記載上の注意)

1. 業務委託の状況は、電子決済手段等取引業の内容ごとに記載すること。
2. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第13面の次に添付すること。
3. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は商号若しくは名称」に括弧書で併せて記載することができる。

16. 主要株主の氏名又は商号若しくは名称

(ふ り が な) 氏名又は商号若しくは名称	保有する議決権の数	
	個	割合
		%

(記載上の注意)

1. 「主要株主」とは、第8条第4号に規定する主要株主をいう。
2. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は商号若しくは名称」に括弧書で併せて記載することができる。
3. 「議決権」とは、第8条第4号に規定する議決権をいう。
4. 保有する議決権の数の多い順序に従い作成すること。
5. 「割合」とは、第8条第4号に規定する総株主の議決権の数に対する同号に規定する主要株主の保有する議決権の数の百分比をいう。
6. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第14面の次に添付すること。

17. 電子決済手段等取引業の他にしている事業の種類

(記載上の注意)

1. 日本標準産業分類表細分類により記載すること。
2. その行う電子決済手段等取引業に関し、電子決済手段の借入れを行う場合は、その内容を記載すること。

18. 加入する認定資金決済事業者協会の名称

19. 登録免許税領収書貼付欄